



# 山形県公報

平成16年3月31日(水)

号 外 (20)

## 目 次

### 条 例

- 山形県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) … 4

### 本号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第37号) (税政課)

1 県民税

- (1) 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に35万円(現行36万円)を加算した金額)以下である者については、県民税の所得割を課さないこととした。(附則第3条の2関係)
- (2) 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除について、その個人が譲渡資産の譲渡をした年の一定の日において当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外したうえ、その適用期間を3年延長することとした。(附則第4条関係)
- (3) 所得割の納税義務者が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間にその有する家屋又は土地等でその年1月1日において所有期間が5年を超えるものの当該個人の居住の用に供しているもの(以下「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合(当該個人が当該譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限る。)において、当該譲渡の日の属する年に当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額についてその年の翌々年度以後3年度間の各年度分の総所得金額等からの繰越控除を認める特例措置を講ずることとした。(附則第4条の2関係)
- (4) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成20年12月31日まで延長することとした。(附則第9条第4項関係)
- (5) 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次のとおり改めることとした。(附則第10条関係)
  - イ 税率を1.6パーセント(現行2パーセント)とすることとした。
  - ロ 土地等の長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越しを認めないこととした。
- (6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、次のような措置を講じたうえ、その適用期間を平成21年度まで延長することとした。(附則第10条の2関係)
  - イ 税率を譲渡益の2,000万円以下の部分については1.3パーセント、2,000万円を超える部

分については1.6パーセント（現行4,000万円以下の部分については1.6パーセント、4,000万円を超える部分については2パーセント）とすることとした。

ロ 租税特別措置法による他の課税の特例等を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しないこととした。

(7) 土地等の短期譲渡所得の課税の特例について、次のとおり改めることとした。（附則第12条関係）

イ 税率を次のように改正することとした。

| 現行   | 改正後                          |
|--|------------------------------|
| 次のいずれか多い額<br>(イ) 譲渡益の3パーセント相当額<br>(ロ) 全額総合課税した場合の上積税額の110パーセント相当額  | 譲渡益の3パーセント相当額                |
| 国等に対する譲渡については次のいずれか多い額<br>(イ) 譲渡益の2パーセント相当額<br>(ロ) 全額総合課税した場合の上積税額 | 国等に対する譲渡については譲渡益の1.6パーセント相当額 |

ロ 土地等の短期譲渡所得の金額又は長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越しを認めないこととした。

(8) 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率を1.6パーセント（現行2パーセント）とすることとした。（附則第12条の2第1項関係）

(9) 特定中小会社の特定株式を譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例について、当該特定株式を譲渡の日前3年超（現行上場等の日前3年超）所有した場合を対象とすることとした。（附則第12条の5第6項関係）

## 2 事業税

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律に規定する旧特定目的会社について、当分の間、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社と同様の課税方式とする特例措置を講ずることとした。（附則第8条関係）

## 3 不動産取得税

(1) 新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置における土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を3年（本則2年）以内に緩和する特例措置について、3年以内に住宅が新築されることが困難である場合として一定の場合においては、4年以内に緩和したうえ、その適用期限を平成18年3月31日まで延長することとした。（附則第13条の8第2項関係）

(2) 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を平成18年3月31日まで延長することとした。

イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置（附則第13条の8第1項関係）

ロ 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等を5年延長する特例措置（附則第14条の6関係）

(3) 自己の居住の用に供しない新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、住宅新築から土地取得までの経過年数要件を2年（本則1年）以内に緩和する特例措置を廃止することとした。（旧附則第13条の8第3項関係）

## 4 自動車税

平成16年度及び平成17年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。（附則第15条の3第3項及び第5項関係）

- (1) 最新自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値よりも一定以上燃費性能の良い自動車並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率の概ね100分の50を軽減する。
- (2) 最新自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準を満たすものについて、税率の概ね100分の25を軽減する。
- (3) 最新自動車排出ガス基準値より50パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車について、税率の概ね100分の25を軽減する。

## 5 自動車取得税

- (1) 平成15年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。（旧附則第17条第7項関係）
- (2) 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平成16年4月1日から平成17年9月30日までの間に取得される一定の自動車のうち、一定のバス、トラック等にあつては、現行税率から100分の2（その他の自動車にあつては、現行税率から100分の1）を控除した率とすることとした。（附則第17条第7項関係）
- (3) 一定の燃費基準を満たす自動車に係る課税標準の特例措置を次のとおり改め、その適用期限を平成18年3月31日まで延長することとした。（附則第17条第4項及び第5項関係）
  - イ 一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車で、最新自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から30万円を控除すること。
  - ロ 一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車で、最新自動車排出ガス基準値より50パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から20万円を控除すること。
  - ハ 一定の燃費基準を満たす自動車で、最新自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から20万円を控除すること。

## 6 軽油引取税

- (1) 製造等の承認を受ける義務等（現行の混和等の承認を受ける義務等）の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、軽油引取税を納付する義務を負う者が特定できないとき、又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者のうち一定のものは、当該軽油引取税を納付する義務を負う者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負うこととした。（第171条の2関係）
- (2) 混和以外の方法により軽油を製造する場合においても、知事の承認を受けなければならないこととした。（第186条関係）

## 7 狩猟税

狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税を次のとおり創設することとした。

- (1) 知事の狩猟者の登録を受ける者に対し、狩猟税を課すこととした。（第191条関係）
- (2) 狩猟税の税率を、次のとおりとすることとした。（第192条第1項関係）
  - イ 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次に掲げる者以外のもの 16,500円
  - ロ 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円
  - ハ 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円
- (3) 狩猟者の登録が次の登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、(2)に規定する税率に次に定める割合を乗じた税率とすることとした。（第192

## 条第2項関係)

イ 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1

ロ イの狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3

(4) 狩猟税の賦課期日は、知事の狩猟者の登録を受ける日とすることとした。（第193条関係）

(5) 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法によることとした。ただし、知事が特別の事情によってこれにより難いと認める場合においては、普通徴収の方法によることとした。（第194条関係）

8 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、6の改正は、平成16年6月1日から施行することとした。

---

## 条 例

---

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

**山形県条例第37号****山形県県税条例の一部を改正する条例**

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10節 狩猟者登録税（第154条—第159条の2）」を「第10節 削除」に、「入猟税（第191条—第195条）」を「狩猟税（第191条—第197条）」に改める。

第3条第1号中「鉾区税  
狩猟者登録税」を「鉾区税」に改め、同条第2号中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第9条第2項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同項第13号中「入猟税」を「狩猟税」に改め、同号を同項第12号とする。

第48条の22第1項中「第37条の10第2項に規定する証券業者」を「第37条の11の3第3項第1号に規定する証券業者等」に改める。

第68条第2項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第80条の2第1項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第82条（見出しを含む。）中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第2章第10節を次のように改める。

## 第10節 削除

第154条から第159条まで 削除

第170条第4項中「混和の」を「製造の」に改める。

第171条の次に次の1条を加える。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第171条の2 第186条第1項第1号又は第2号の規定に違反して知事の承認を受けないで製造された軽油について、第170条第4項又は前条第1項第5号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下本条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令第56条の2の4で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第170条第4項に規定する事業所若しくは前条第1項第5号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下本項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、本節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

第177条第3項及び第4項中「第178条第4項」を「次条第4項」に改める。

第180条第3項中「引取」を「引取り」に、「記名捺印」を「記名押印」に改め、同条第4項中「引取」を「引取り」に、「照し」を「照らし」に改め、同条第5項中「引取」を「引取り」に改め、同条第6項中「引取」を「引取り」に、「記名捺印」を「記名押印」に改める。

第186条の見出し中「混和等」を「製造等」に改め、同条第1項中「元売業者、」を「元売業者（第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、法第700条の6の2第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、」に、「、混和」を「、製造」に、「混和等」を「製造等」に改め、同項第1号中「混和する」を「混和して炭化水素油を製造する」に改め、同項第2号中「軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して」を「前号に掲げる場合のほか、」に改め、同条第2項中「混和等」を「製造等」に改め、同条第3項中「混和等承認証」を「製造等承認証」に改め、同条第4項中「混和等を」を「製造等を」に、「混和等に」を「製造等に」に、「混和等承認証」を「製造等承認証」に改め、同条第7項及び第8項中「混和等承認証」を「製造等承認証」に改める。

「第3節 入猟税」を「第3節 狩猟税」に改める。

第191条の見出しを「（狩猟税の納税義務者）」に改め、同条中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第192条（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改め、同条第1号中「受ける者」を「受ける者で、次号に掲げる者以外のもの」に、「6,500円」を「16,500円」に改め、同条第2号中「2,200円」を「5,500円」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円

第192条に次の1項を加える。

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

(1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 4分の1

(2) 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3

第193条（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第194条及び第195条を次のように改める。

（狩猟税の徴収の方法）

第194条 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法による。ただし、知事が特別の事情によつてこれにより難いと認める場合においては、普通徴収の方法による。

2 前項ただし書の規定によつて普通徴収する場合における納期は、納税通知書の定めるところによる。

（狩猟税の証紙徴収の手続）

第195条 狩猟税を証紙徴収の方法によつて徴収する場合においては、狩猟税の納税者は、知事の

狩猟者の登録を受ける際に提出する申請書に狩猟税の額に相当する現金を添えて納付しなければならない。この場合において、知事は、当該申請書に納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする。

第195条の次に次の2条を加える。

（道府県民税の所得割額の納税義務のない旨の証明）

第196条 第192条第1項第2号に該当する狩猟税の納税者は、知事の狩猟者の登録を受ける際に、市町村又は東京都特別区の長が発行する当該年度の道府県民税の所得割額の納税義務がない旨の証明書を知事に提出しなければならない。

（狩猟税の減免）

第197条 知事は、生活保護法により生活扶助を受けている者に対しては、狩猟税を減免することができる。

2 前項の規定により狩猟税の減免を受けようとする者は、知事の狩猟者の登録を受ける際に、次に掲げる事項を記載した申請書に生活扶助を受けている者であることを証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 年度及び税額

3 知事は、虚偽の申請その他不正の行為により、狩猟税の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附則第3条の2中「36万円」を「35万円」に改める。

附則第4条の見出しを「（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）」に改め、同条第1項から第3項までを次のように改める。

県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額（法附則第4条第4項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下本条において同じ。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第10条第1項後段及び第3項第1号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、法附則第4条第2項に定める場合に限り、適用する。

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（法附則第4条第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額をいう。以下本条において同じ。）（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産（租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産をいう。）に係る住宅借入金等（同項第4号に規定する住宅借入金等をいう。）の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について法附則第4条第2項の申告書をその提出期限までに提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法附則第4条第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第10条第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

附則第4条第4項中「第1項」を「前項」に、「場合には、」を「場合における」に、「第41条

の5第6項第3号」を「第41条の5第12項第3号」に改める。

附則第4条の次に次の1条を加える。

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第4条の2 県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額（法附則第4条の2第4項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下本条において同じ。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第10条第1項後段及び第3項第1号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、法附則第4条の2第2項に定める場合に限り、適用する。

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（法附則第4条の2第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額をいう。以下本項において同じ。）（本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について法附則第4条の2第2項の申告書とその提出期限までに提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法附則第4条の2第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第10条第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

4 前項の規定の適用がある場合における第38条の2の規定の適用については、同条第2項中「確定申告書を」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）を」とする。

附則第5条の3第1項中「特定配当等」を「特定配当等（租税特別措置法第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）」に改める。

附則第8条を次のように改める。

（旧特定目的会社に係る事業税の課税の特例）

第8条 第49条第1項第1号ロの規定の適用については、当分の間、同号ロ中「特定目的会社」とあるのは、「特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）附則第2条第1項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）」とする。

附則第9条第4項中「平成15年12月31日」を「平成20年12月31日」に改める。

附則第10条第1項中「から同法第31条第1項に規定する」を「に対し、」に、「特別控除額（」を「金額（」に、「若しくは第36条第1項の規定又は同法第33条第4項（同法第33条の2第3項において準用する場合を含む。）、第36条の2第3項（同法第36条の6第2項において準用する場合を含む。）若しくは第37条第6項（同法第37条の5第2項、第37条の7第4項若しくは第37条の9の2第4項において準用する場合を含む。）」を「又は第36条第1項」に、「計算される当該特別控除額）を控除した金額（第4項第2号）を「同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第2号」に、「100分の2」を「100分の1.6」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関

する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第10条第2項中「次項第1号の規定により適用される同法第69条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後」を「附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第3項第1号中「第31条第5項第2号」を「第31条第3項第2号」に改める。

附則第10条の2第1項中「平成16年度」を「平成21年度」に、「前条第1項の規定」を「前条第1項前段の規定」に改め、同項第1号中「4,000万円」を「2,000万円」に、「100分の1.6」を「100分の1.3」に改め、同項第2号中「4,000万円」を「2,000万円」に、「100分の2」を「100分の1.6」に改め、同号イを次のように改める。

イ 26万円

附則第10条の2第2項中「平成16年度」を「平成21年度」に、「第31条の2第2項第9号から第14号まで」を「第31条の2第2項第10号から第15号まで」に改め、同条第3項中「租税特別措置法第34条の2第2項第3号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第1項」を「、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の2又は第37条の9の3」に改め、同条第4項中「第31条の2第2項第9号から第12号までの造成又は同項第13号若しくは第14号」を「第31条の2第2項第10号から第13号までの造成又は同項第14号若しくは第15号」に、「同条第2項第9号から第14号まで」を「同条第2項第10号から第15号まで」に改め、同条第6項中「第31条の2第2項第9号から第14号まで」を「第31条の2第2項第10号から第15号まで」に改める。

附則第11条第1項中「附則第10条第1項」を「附則第10条第1項前段」に、「同項」を「同項前段」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、法附則第34条の3第2項に定める場合に限り、適用する。

附則第12条第1項中「次に掲げる金額のうちいずれか多い金額」を「課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第4項において準用する附則第10条第3項第2号の規定により適用される第33条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第12条第1項各号を削り、同条第2項中「第4項において準用する附則第10条第3項第1号の規定により適用される同法第69条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後」を「附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第3項中「同附則第13条第1項」を「施行規則附則第13条第1項」に、「同項第1号」を「同項」に、「100分の2」と、同項第2号中「計算した金額の100分の110に相当する金額」とあるのは「計算した金額」を「100分の1.6」に改め、同条第4項中「第31条第5項第2号」を「第31条第3項第2号」に改める。

附則第12条の2第1項中「第2条第17項」を「第2条第20項」に、「次条第1項及び第2項」を「次条第1項」に、「100分の2」を「100分の1.6」に改め、同条第2項中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改め、同条第5項中「第9条の5第1項」を「第9条の6第1項」に改める。

附則第12条の3第1項中「県民税の所得割の納税義務者」を「平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者」に改め、「次項並びに」を削り、「及び次項、次条第2項並びに」を「、次条第2項及び」に、「本項から第3項まで」を「本項及び次項」



に、「附則第35条の2の2第6項」を「附則第35条の2の2第4項」に、「100分の1.6」を「100分の1」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「規定により適用される第1項の」を削り、同項を同条第2項とする。

附則第12条の5第1項中「これらの株式」を「当該株式」に改め、同条第6項中「当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る租税特別措置法第37条の10第2項に規定する上場等の日（以下本項において「上場等の日」という。）以後に」を削り、「（その上場等の日に）」を「の譲渡（法附則第35条の3第8項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日に）」に、「超えるもの」を「超える場合」に改め、「の譲渡（その上場等の日以後3年以内に行われる譲渡（証券取引法第2条第17項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第37条の10第2項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下本項において同じ。）」を削る。

附則第13条の8第1項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、同条第2項中「平成11年4月1日から平成16年6月30日まで」を「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」に、「これらの規定中「2年」とあるのは、「3年」を「第77条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項で定める場合においては、4年）」と、第78条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項で定める場合においては、4年）以内、前条第2項第1号」に改め、同条第3項を削る。

附則第14条の6中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附則第15条の3第2項中「エネルギー消費効率」を「エネルギー消費効率（次項において「エネルギー消費効率」という。）」に、「附則第10条の2」を「附則第10条の2第1項」に、「次項及び第4項において」を「次項から第6項まで及び附則第17条第5項において」に、「次項及び第4項並びに附則第17条第4項」を「次項、第4項及び第6項」に改め、同条第4項中「附則第5条の2第4項」を「附則第5条の2第9項」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車  
で施行規則附則第5条の2第7項で定めるもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）  
及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない  
自動車と同条第8項で定めるもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課す  
る自動車税の税率については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に  
新車新規登録を受けた場合にあつては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4  
月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成18年度分の自  
動車税に限り、前項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ  
同表の税率の欄に定める額とする。

附則第15条の3第3項中「附則第5条の2第3項」を「附則第5条の2第6項」に改め、同項を  
同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令附則第10条の2第2項で定めるもの  
（第5項並びに附則第17条第4項及び第5項において「優良低燃費車」という。）のうち、窒素  
酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして施行規則附則第5条の2第  
4項で定める許容限度（第5項並びに附則第17条第4項及び第5項において「低窒素酸化物排出  
許容限度」という。）の4分の1を超えない自動車で施行規則附則第5条の2第5項で定めるもの  
及び電気自動車等に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成16年4月1日  
から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成17年度分の自動車税  
に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた

場合にあつては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

附則第17条第3項中「取得に」を「取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第18条第1項に規定する自動車で同法第20条第1号に規定するエネルギー消費効率に係る施行令附則第16条の2の5で定める基準に適合するもの」を「優良低燃費車」に、「窒素酸化物排出許容限度」を「低窒素酸化物排出許容限度」に、「前2項」を「前項」に、「平成15年4月1日から平成16年3月31日まで」を「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車で施行規則附則第12条の2の2第2項で定めるもの及び低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車で同条第3項で定めるものの取得（前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第169条の3第1項の規定の適用については、当該取得が平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から20万円を控除して得た額」とする。

附則第17条第6項中「前項」を「前2項」に改め、同条第7項中「平成15年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準」を「平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「排出ガス保安基準」という。）」に、「次の各号に掲げる期間内」を「平成16年4月1日から平成17年9月30日までの間」に、「当該各号に掲げる期間」を「次の各号に掲げる自動車」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) バス、トラックその他の施行規則附則第12条の2の3第7項で定める自動車 100分の2
- (2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 100分の1

附則第17条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「、第4項又は第5項」を「から第5項まで又は前2項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 道路運送車両法第41条の規定により平成15年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成16年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が施行規則附則第12条の2の3第8項で定める許容限度の4分の1を超えない自動車と同条第9項で定めるものの取得（第3項から第5項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に行われたときに限り、第169条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.5を控除した率とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第170条第4項の改正規定、第171条の次に1条を加える改正規定及び第186条の改正規定並びに附則第16項及び第17項の規定は同年6月1日から、第68条第2項、第80条の2第1項、第82条及び附則第13条の8第1項の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）は同年7月1日から施行する。

##### （県民税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成15年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第4条の2及び第12条の2の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成16年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第4条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。）第41条の5第7項第1号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第41条の5第3項第1号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第5条の3第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定配当等（地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第15号に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る新租税特別措置法第4条の2第9項及び第4条の3第10項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に特定配当等に係る旧租税特別措置法第4条の2第9項又は第4条の3第10項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第10条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第10条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った改正前の山形県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第10条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例附則第12条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。
- 9 新条例附則第12条の5第6項の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に行う同項に規定する特定中小会社の特定株式（新租税特別措置法第37条の13第1項第2号及び第3号に定めるものにあつては、施行日以後に払込みにより取得をするものに限る。）の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に行った旧条例附則第12条の5第6項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。
- 10 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る新条例第36条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「500円」とする。  
（不動産取得税に関する経過措置）
- 11 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
（自動車税に関する経過措置）
- 12 新条例附則第15条の3第3項及び第5項の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。  
（狩猟者登録税に関する経過措置）
- 13 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例に

よる。

（自動車取得税に関する経過措置）

14 新条例附則第17条第3項から第9項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税に対して適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

15 施行日前の旧条例附則第17条第4項及び第7項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

16 新条例第171条の2の規定は、平成16年6月1日以後に製造される軽油の販売、消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

17 平成16年6月1日前に旧条例第186条第1項第1号又は第2号の規定によりされた混和の承認は、新条例第186条第1項第1号又は第2号の規定によりされた製造の承認とみなす。

（狩猟税に関する経過措置）

18 新条例の規定中狩猟税に関する部分は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

（入猟税に関する経過措置）

19 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。